

1 みやぎ海とさかなの県民条例に基づく「水産業の振興に関する基本的な計画」の概要

本県では、水産業が地域社会を支える活力ある産業として発展し、安全で良質な水産物を安定供給していくとともに、水産業が果たすべき役割と豊かな自然を次代に引き継ぎ、健康で潤いのある県民生活を築き上げるため、県、県民、水産業者等が互いに連携しながら、それぞれの責務と役割において、本県の水産業の振興に努めることを宣言し、その方策を明らかにするため、平成15年3月20日に「みやぎ海とさかなの県民条例」が公布されました（平成15年4月1日施行）。

この「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づいて、「健全で豊かな食と環境を実現する水産業の構築」を目指し、本県水産業の振興に関する中長期的な目標、基本的な方針及び総合的かつ計画的に展開すべき施策の方向性を示したものが「水産業の振興に関する基本的な計画（以下、「基本計画」という。）」（平成16年6月30日施行）です。

【施策の展開方向】

- () 量から質へ、健全な資源と環境づくり
- () 消費者の視点に立った安全・安心な生産・供給体制の確立
- () 高い意欲と能力のある人材育成と経営体のレベルアップ
- () 地域に根ざした水産業の競争力の強化とみやぎブランドづくり
- () 水産業に関する県民理解の促進と地域環境の整備
- () 国への働き掛け

2 平成17年度に講じた施策

施策の展開 「量から質へ，健全な資源と環境づくり」

～ 「水産物の持続的かつ安定的な利用」(条例第8条第1項第2号関係) ～

【取組状況・成果】

1 水産資源の適切な保全と管理

水産資源の維持・回復のため，漁業者等団体による自主的な漁獲制限の設定等の資源管理の取組を指導・助言するなど，水産資源の適切な保全と管理に向けた体制の整備を図りました。また，科学的調査結果に基づいて資源を持続的かつ効率的に利用するため，試験研究機関及び漁業調査指導船による資源・環境調査を実施し，関係漁業者へ情報提供を行いました。

【平成17年度の主な実績・成果】

(1) 資源管理体制の強化

イ 「宮城県水産資源管理検討会議」を開催し，TAC^{*1}対象の7魚種について資源動向の把握・評価等の聴取を行うとともに，本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を策定しました。[漁業振興課，仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所及び水産研究開発センター]

『計画の主な内容』

本県の第1種特定海洋生物資源^{*2}(TAC対象の7魚種) の知事管理量に関すること及び適切な管理措置に関すること。

*1 TAC (Total Allowable Catchの略 漁獲可能量) 制度

資源水準に見合った漁獲目標値を設定し，管理する制度のことをいいます。

*2 さんま，すけとうだら，まあじ，まいわし，さば類 (まさば，ごまさば) ，するめ
いか及びずわいがに

ロ 県内漁業者団体等で組織する宮城県資源管理型漁業実践協議会が行う，まこがれい資源管理方策の検討及び体長制限や休漁などの措置に関する取組を支援しました。[漁業振興課，仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所，水産研究開発センター及び気仙沼水産試験場]

(2) 資源の維持安定及び持続的利用の促進

イ 本県沿岸漁船漁業の対象種として重要ないかなごの漁獲量の安定と科学的調査結果に基づく資源管理措置を行うため，稚仔魚期資源水準評価，漁獲統計調査及び親魚資源水準評価調査を実施し，資源評価の精度向上に取り組みました。[漁業振興課及び水産研究開発センター]

ロ 漁業指導船新宮城丸 (450トン) により，かつお・びんながさお釣り，さんま棒受け網，まぐろはえ縄漁業に関する漁場調査を行い，本県関係漁船に対して洋上から情報を提供しました。[漁業振興課]

(3) 生産の安定及び効率的な漁業生産の実現

沿岸，沖合域における漁海況調査を行い，本県漁業関係者に情報提供を行いました。また，我が国周辺水域におけるさんま，まさば等の水産資源について，独立行政法人水産総合研究センター及び他県の研究機関と連携して資源動向の把握及び漁海況予測を行いました。[研究開発推進課及び水産研究開発センター]

(4) 漁業者等による資源管理の促進

イ 漁業者団体等自らが実践する資源管理の取組に対して，水産業改良普及活動等を通じて指導・助言し，各地域での適切な資源管理を促進しました。[漁業振興課，仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所]

(ひらめ)

- a . 県中南部 全長 3 5 cm未満魚の漁獲禁止・再放流の実施
- b . 県北部 全長 3 0 cm未満魚の漁獲禁止・再放流の実施

(ほしがれい)

- a . 県全域 全長 3 0 cm未満魚の漁獲禁止・再放流の実施

(まあなご)

- a . 県全域 全長 3 0 cm未満魚の漁獲禁止・再放流の実施

(あいなめ)

- a . 県北部 全長 2 5 cm未満魚の漁獲禁止・再放流の実施

(まこがれい)

- a . 県北部 全長 2 0 cm未満魚の漁獲禁止・再放流の実施
刺網の産卵期一斉網揚げの実施
- b . 県中部 刺網の目合規制の実施
- c . 県南部 刺網の産卵期休漁の実施
- d . 仙台湾 宮城海区漁業調整委員会指示による保護区域の設定

(イ) 仙台湾小型漁船漁業振興協議会では，仙台湾のまこがれいの資源を増やすため，平成 1 7 年 1 2 月 1 0 日から平成 1 8 年 4 月 3 0 日までの期間，宮城海区漁業調整委員会指示により，まこがれいの産卵場に漁業者及び遊漁者等による水産動植物の採捕を禁止する保護区域（ 1 マイル四方 3 か所）を設定し，産卵親魚の保護に取り組みました。[漁業振興課及び仙台・石巻地方振興事務所]

(ロ) 山元町漁協青年部では，ほっきがいを対象に漁獲サイズ，漁獲量等の制限を行うとともに，東北大学と連携してほっきがいの資源動態を把握するための調査及び研修を実施しました。[仙台地方振興事務所]

(ハ) 仙南 4 地区小型底曳網漁業連絡協議会では，あかがい資源の回復を目的として，仙台湾あかがい漁場の環境調査及び資源調査を実施し，漁場環境の把握と資源回復方法を検討しました。[漁業振興課及び仙台地方振興事務所]

□ 平成14年3月に国が策定した水産基本計画に基づき、漁業者による資源管理の一層の促進を図るため、具体的な目標数値や漁獲制限等の公的規制の導入を前提とした「資源回復計画」を策定することとし、沿岸漁船漁業の重要種であるまこがれい及びまあなごの計画策定に向けた検討を行いました。[漁業振興課，仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所，水産研究開発センター及び気仙沼水産試験場]

(5) 広域的な資源管理の実践

イ 漁業指導船新宮城丸の運航により、国際的な資源・環境問題に係るさめの標識放流やうみがめ混獲防止に関する調査を実施し、水産庁にサンプル及びデータを提供しました。また、沖合定線海洋観測を実施し、水産研究開発センターが関係県と連携して行う漁海況情報作成の基礎資料に供しました。[漁業振興課及び水産研究開発センター]

□ 独立行政法人水産総合研究センターと協議の上定めた資源評価計画に基づき、本県海域のまだら、すけとうだら、ひらめ、するめいか、まさば、まいわし、いとひきだら、きちじ及びさめがれいについての水揚量、体長組成等の情報を収集し、資源評価手法の確立に取り組みました。[研究開発推進課，水産研究開発センター]

ハ 国連海洋法条約において保存・管理協力が義務付けられている、かつお・まぐろ等の高度回遊性魚類の安定的な利用確保のため、独立行政法人水産総合研究センター及び関係県と連携の下、科学的データを収集し資源評価を行いました。[研究開発推進課及び水産研究開発センター]

二 鯨類捕獲調査の実施

第 期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN ）の一環として、沿岸漁業と鯨類の競合を調べるため、平成17年4月及び5月に石巻市鮎川を中心とした三陸沖で調査捕鯨が行われました。

この調査に本県の調査指導船、拓洋丸（120t）が参加し、計量魚群探知機やトロール網を用いた採集試験によるえさ生物の直接計測を実施することで、えさ生物の分布状況に関するデータを収集しました。[漁業振興課及び水産研究開発センター]

【主な事業】

課 名	事業費(千円) [うち県決算額]	事 業 名
漁業振興課	107,461 [105,868]	新宮城丸運航事業 資源管理型漁業総合推進事業 仙台湾ブランド赤貝資源緊急再生事業 新海洋秩序対策事業 総合水産行政情報システム運用事業 沖合漁業調整等事業(鯨類調査)
研究開発推進課	26,582 [26,582]	漁業情報提供事業 カタクチイワシの資源生態と漁業に関する基礎研究 資源評価調査 日本周辺高度回遊性魚類資源対策調査事業 資源管理に必要な情報の提供事業

2 水産動植物の養殖及び増殖の推進

本県沿海地域の重要な産業であるのり、かき、わかめ、ほたてがい等の沿岸養殖業の持続的かつ安定的な生産のため、技術指導と併せ、新規養殖対象種の生産現場への普及を図るとともに、新たな養殖技術確立や生産上障害となっている疾病等に関する試験研究に取り組みました。また、投資効果の高い栽培漁業の実現に向け、県、財団法人宮城県水産公社、各さけ・ます増殖協会等が行う栽培関連事業の効率的な実施と併せ、市町及び漁業者団体等自らが実施する種苗生産、中間育成及び放流に対し、指導を行いました。

【平成17年度の主な実績・成果】

(1) 持続的な養殖生産の実現

イ 持続的な養殖生産を行うため、漁業協同組合が自ら策定した漁場利用計画の実施に対する指導など、漁場の生産力に応じた計画的な生産や漁場環境維持への取組を促進しました。

[漁港漁場整備課及び仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所]

ロ 本県の主要養殖物の安定生産を図るため、県漁連や漁業研究会等と連携し、漁場及び養殖物の調査を行い、その結果を養殖通報に取りまとめて漁業者等への情報の提供に努めました。また、のり系状体管理及び採苗に関する技術指導、種がき、わかめ、ほたて漁場での生育及び環境調査など生産に関する技術指導・研修会を実施しました。[漁港漁場整備課、仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所、水産研究開発センター及び気仙沼水産試験場]

『沿岸養殖通報の発行』

- a . のり 29報（水温・栄養塩等，疾病情報，摘採状況ほか）
- b . 種がき 6報（水温等，成熟・産卵状況，浮遊幼生数・サイズほか）
- c . わかめ 12報（水温・栄養塩等，生育状況，疾病情報ほか）
- d . ほたてがい 10報（水温等，浮遊幼生数・サイズ，採苗状況ほか）

ハ ほやの海外向け輸出量の増加等により天然採苗に必要な産卵母群の絶対量不足から，種苗の確保が懸念されたため，地元養殖業者に対し種苗確保に向けた体制整備を指導するとともに，ほやの浮遊幼生・付着状況調査の技術指導を行いました。[漁港漁場整備課，石巻地方振興事務所及び水産研究開発センター]

（2）消費者ニーズに対応した養殖生産物の供給

イ 魚病被害を軽減するため，魚病の発生や伝搬を防止するなど防疫対策を実施するとともに，水産用医薬品の適正使用に関する指導を実施しました。[漁業振興課及び内水面水産試験場（魚病指導総合センター）]

ロ 消費者ニーズに対応した養殖生産物を供給するため，県漁連がのり，かき，ほたてがい，わかめ及びびんざけのブランド化を図るために行う地域推進協議会，研修会，先進地視察及び広報活動等を支援しました。[漁港漁場整備課，仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所]

ハ 消費者に安全で安心な生かきを供給するため，石巻市地区漁業協同組合，唐桑町漁業協同組合のかき浄化機器整備を支援しました。[漁港漁場整備課及び石巻・気仙沼地方振興事務所]

ニ 韓国産及び宮城県産かきの産地判別手法を確立するための調査において，これまで，韓国産及び宮城県産かきに含まれる脂肪酸に差が認められることが判明しましたが，さらなる判別精度の向上を目指した調査を行いました。[研究開発推進課，漁業振興課及び水産研究開発センター]

（3）養殖業の効率化・多様化の促進

イ 新規養殖対象種として，あかがい及びいわがき等有望な貝類や，たおやぎそう等の海藻類について，養殖技術確立のための試験研究を行いました。[研究開発推進課及び水産研究開発センター及び気仙沼水産試験場]

ロ 中核的漁業者協業体の松岩あかがいグループが実施したあかがいの人工種苗生産と養殖試験及び月浜のり組合が実施した共同ノリ養殖施設導入の取組を指導・促進しました。また，唐桑及び大島地区の漁業者，雄勝湾漁業協同組合が実施したいわがき種苗生産と養殖試験の取組を指導しました。[石巻・気仙沼地方振興事務所，水産研究開発センター及び気仙沼水産試験場]

八 のりなどの養殖生産における生理的病障害による被害を軽減するため、生産現場の実態把握、発生要因の解明及び防除等に関する検討を行いました。また、内水面においては、広域化・恒常化するウイルス性疾病など魚病への対策、新たな外来疾病への対応に向け、防疫体制確立に向けた魚病の診断・治療技術などに関する試験研究を実施しました。[研究開発推進課，漁業振興課，水産研究開発センター，気仙沼水産試験場及び内水面水産試験場]

二 内水面養殖業において重要養殖対象種であるぎんざけやいわなについて、高成長、高耐病性などの特性を持った系統の作出に取り組み、その有効性を調べました。また、河川における遊漁で重要なアユの資源造成について、人工種苗と天然種苗の再生産資源への関わりや近年問題となっている冷水病の感染環等について調べました。[研究開発推進課，内水面水産試験場]

(4) 秋さけ(しろさけ)資源の安定確保

イ 秋さけ資源を適正に維持管理するために、さけ来遊量、河川そ上調査及び沿岸環境調査を実施するとともに、さけ稚魚生産管理に関する技術指導を行いました。また、ふ化放流事業に充てるための水揚げ協力金の率を5%から7%に引き上げるとともに(平成17年10月)、さけ増殖事業の今後の在り方についての検討を行いました。[漁業振興課，仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所，水産研究開発センター，気仙沼水産試験場及び内水面試験場]

ロ 本県秋さけ資源を維持し、漁獲の安定を図るため、県さけ・ます増殖協会及び各地区増殖協会と連携し、県内19のふ化場で生産された稚魚6千万尾を県内17河川に放流しました。また、県内4か所でさけ稚魚を海中で飼育し、大型種苗460万尾を放流しました。[漁業振興課，仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所及び内水面水産試験場]

放流実績

水系協会名	放流数(千尾)	水系協会名	放流数(千尾)
気仙沼市大川	9,353	鳴瀬川	3,666
本吉町小泉川	9,702	広瀬名取川	422
志津川湾	10,763	阿武隈川	2,437
追波川	9,006	鮫浦湾	1,869
北上川	13,765	その他(七北田川)	50
合 計			61,033

(5) 栽培漁業の技術の高度化

イ 本県沿岸漁業の重要魚種であるほしがれい、まこがれいの種苗生産及び中間育成技術の開発に取り組み、ほしがれい稚魚10万尾、まこがれい稚魚3万尾を放流しました。[漁業振興課，仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所，水産研究開発センター，気仙沼水産試験場及び栽培漁業センター]

ロ 財団法人宮城県水産公社が，基金，市町等の負担金，漁業者等からの協力金などを基に実施するひらめの種苗生産，放流事業及び放流効果調査について指導・支援しました。
[漁業振興課，水産研究開発センター，気仙沼水産試験場及び栽培漁業センター]

ハ 財団法人宮城県水産公社にあわび種苗生産を委託し，生産されたあわび種苗906千個を県内15漁協に有償配布しました。また，栽培漁業センターで生産した養殖用くろそい259千尾を，県内5漁協に有償配布しました。[漁業振興課，仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所及び栽培漁業センター]

ニ 独立行政法人水産総合研究センター宮古栽培漁業センターで生産された全長約7cmのにしん種苗54千尾を搬入し，放流しました。[漁業振興課及び仙台地方振興事務所]

種苗生産実績

魚種名	生産尾数(千尾,千個)
ひらめ	807
ほしがれい	107
まこがれい	48
くろそい	298
あわび	906

(注) あわびは，種苗生産年度と放流年度が異なります。

放流実績

魚種名	放流尾数(千尾,千個)
ひらめ	606
ほしがれい	100
まこがれい	30
あわび	1,320

(注) あわびは，民間等から搬入した種苗を含みます。

養殖用配布実績

魚種名	配布尾数（千尾）
くろそい	259

（６）効率的な栽培漁業の推進及び栽培漁業への協力体制の整備

イ 宮城県の今後の栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するため、沿岸漁場整備開発法（昭和49年5月17日法律第49号）に基づき、栽培漁業の対象種や放流目標数量等を定めた平成21年度を目標年度とする「第5次栽培漁業基本計画（水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画）」を平成17年3月に策定しました。[漁業振興課]

対象種の名称	平成21年度の放流目標数量（千尾，千個）	放流サイズ（mm）
ひらめ	500	80～100
ほしがれい	70	80～100
まこがれい	70	80～100
あわび	1,000	30～35
あさり	1,000	5～10
あかがい	1,000	5～10

ロ 県内各地区の市町、漁業者団体、遊漁者等で組織される栽培漁業推進団体が実施した中間育成や栽培漁業の理解を深めるための体験放流を通じた普及啓発、資源管理型漁業の推進への取組を指導・支援しました。[漁業振興課，仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所，栽培漁業センター，水産研究開発センター及び気仙沼水産試験場]

（イ）志津川町・歌津町水産資源増殖管理推進協議会では、まこがれい、ほしがれい、ひらめを中間育成し、まこがれいについては全長約8cmの種苗を21千尾、ほしがれいは全長約10cmの種苗を18千尾、ひらめは全長約10cmの種苗を73千尾放流しました。[気仙沼地方振興事務所，気仙沼水産試験場及び栽培漁業センター]

（ロ）石巻市北上町から東松島市（旧矢本町）までの沿岸の漁業者等で組織される中部地区栽培漁業推進協議会では、ひらめ・ほしがれいを中間育成し、ひらめは全長約10cm種苗を33千尾放流しました。[石巻地方振興事務所及び栽培漁業センター]

（ハ）東松島市（旧鳴瀬町）から山元町までの沿岸の漁業者等で組織される松島湾浅海漁業振興協議会では、ひらめ、ほしがれい、あさり等を中間育成し、ひらめは全長約9cm種苗を71千尾、ほしがれいは全長約9cmの種苗を20千尾、あさは殻長1.5mmの種苗を77千個放流しました。[仙台地方振興事務所及び栽培漁業センター]

(二) 中核的漁業者協業体の渡波赤貝増殖グループ及び仙南4地区小型底びき網漁業連絡協議会が実施したあかがいの中間育成・放流に対し、指導を行いました。[漁業振興課，産業人材育成課，仙台・石巻地方振興事務所及び水産研究開発センター]

(ホ) あさり種苗の移殖放流の際の混入が疑われ，あさり漁場に甚大な被害を与えているサキグロタマツメタ対策として，南三陸町及び志津川町漁業協同組合が実施したあさりの人工種苗生産・放流及び漁場調査に対し，指導を行いました。[漁業振興課，気仙沼地方振興事務所，水産研究開発センター及び気仙沼水産試験場]

(ヘ) 石巻湾漁業協同組合が実施したあさりの陸上及び海中中間育成に対し，指導・支援を行いました。[漁業振興課，産業人材育成課，石巻地方振興事務所，水産研究開発センター及び栽培漁業センター]

【主な事業】

課 名	事業費(千円) [うち県決算額]	事 業 名
漁業振興課	136,210 [132,636]	養殖衛生管理体制整備事業 さけます増殖振興推進事業 サケ・マス・リバイバル事業 ブランド水産物資源増大事業 栽培漁業種苗生産事業 カキ産地判別技術実証化事業
漁港漁場整備課	23,950 [14,091]	養殖業構造調整推進対策事業 養殖水産物ブランド化推進・強化事業
研究開発推進課	8,499 [8,499]	重要海藻類の安定生産技術開発試験 カキの産地識別に関する研究 付着性養殖対象種の初期生態に関する研究 スーパー・サケ・マス養殖特性評価試験 サケ科魚類有用系統保存事業 新型流行性疾病対策 地域適応型藻類養殖推進研究事業 高級二枚貝生産技術安定化試験 アワビ優良形質の選抜育種試験 高級ムール貝(ムラサキイガイ)の養殖技術試験 環境調和型アユ増殖手法の検討 資源造成のための天然及び養殖アユ種苗性の比較検討
産業人材育成課	3,815 [1,908]	沿岸漁業担い手活動支援事業 (新技術定着普及試験事業)

3 水産動植物の生育環境の保全と改善

漁場環境の保全・回復及び漁業被害の未然防止のため、定期的な漁場環境調査を実施するとともに、「磯焼け」により藻場の消失がみられている本吉町沿岸から牡鹿半島沿岸域において海藻群落形成試験を実施しました。また、その他の海域においても、水産資源の持続的利用のため、魚礁の設置による磯根漁場の整備・拡大や利用が広範囲にわたる広域漁場の整備を行いました。

一方、内水面においては、ブラックバス等外来魚の影響により変化した生態系の回復のため、外来魚駆除への取組を行いました。

さらに、こい(まごい、にしきごい)特有の病気であるコイヘルペスウイルス病(KHV)によるこいの死亡が確認されたことから、監視体制の強化や内水面漁場管理委員会指示などによりまん延防止に努めました。

【平成17年度の主な実績・成果】

(1) 漁場の生産力の安定と向上

イ 「あかもく」(地方名：ぎばさ)は、幼稚魚の成育や、水質の浄化機能を有する藻場を形成する有用な海藻ですが、近年、食品としての利用が注目され、過剰な採捕による藻場の減少が懸念されたため、漁協等に対して適切な採捕を行い、漁場管理に努めるよう指導を行いました。また、近年埋立てや海水汚濁等により急速に生息域が衰退している「あまも」の藻場造成に関するガイドライン作成のための調査を行いました。[漁業振興課, 研究開発推進課, 漁港漁場整備課, 仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所及び気仙沼水産試験場]

ロ 仙台湾で大量に発生したヒトデ対策のため、仙台市漁協が実施した海底清掃に対して指導・助言を行ったほか回収したヒトデの有効利用を図るため、たい肥化試験を行いました。[漁業振興課, 研究開発推進課, 仙台・石巻地方振興事務所, 水産研究開発センター, 水産加工研究所及び畜産試験場]

ハ 水産資源の持続的利用と水産物の安定的な供給を図るため、宮城県中部地区1か所(志津川地区増殖場), 仙台湾地区1か所(田代沖人工礁)で広域漁場造成を行いました。[漁港漁場整備課及び塩釜・石巻・気仙沼地方振興事務所]

ニ 志津川湾内に造成した干潟漁場において、志津川町及び志津川町漁協が実施した漁場管理のための調査に対し、指導を行いました。[漁港漁場整備課, 気仙沼地方振興事務所, 水産研究開発センター及び気仙沼試験場]

地区別事業内容

地区名	事業内容
志津川地区(旧増殖場)	志津川湾藤浜地先・平磯地先 水深4~7m 4.4ha 増殖用ブロック製作256基, 沈設307基
田代沖(旧人工礁)	石巻市田代沖 水深40m 2群体 魚礁ブロック製作・沈設696基(完成)

(2) 漁場機能の回復

- イ 巨理町鳥の海における造成漁場が適切に機能し効果を発現できるよう巨理町漁業協同組合と連携し、漁場管理のための調査を行いました。[漁港漁場整備課，仙台地方振興事務所及び水産研究開発センター]
- ロ 平成16年度に河北町長面浦で溶存酸素の低下による養殖かきのへい死が発生したことから，引き続き関係機関と連携し，河北町漁業協同組合が行う漁場利用計画に基づく漁場環境調査への指導を行いました。[漁港漁場整備課，石巻地方振興事務所及び水産研究開発センター]
- ハ あさりの生産に被害を与えるサキグロタマツメタの生態調査や駆除方法を試験研究機関と連携し調査・検討を行い，関係漁協に対しあさりの適正な管理手法を指導しました。[漁業振興課，漁港漁場整備課，仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所及び水産研究開発センター]
- ニ 石巻湾海域の漁場において，廃棄物（漁網，ロープ類，一般ゴミ等）のたい積が貝けた漁業や刺網漁業等の生産活動に影響を与えていることから，漁場における廃棄物の実態把握とそれらの回収及び処理を行いました。[漁港漁場整備課及び石巻地方振興事務所]
- ホ 本県沿岸の岩礁域では近年拡大傾向にある磯焼け対策が重要課題となっていることから，気仙沼湾及び本吉町沿岸をモデル地区として，磯焼けの要因の一つとされるういの駆除や漁場への侵入防止試験に取り組みました。また，県内各地における磯焼け発生状況を把握し，磯根資源の増殖対策を生態的な見地から整理・解析を行い，今後の対応策を検討しました。[漁港漁場整備課，研究開発推進課及び気仙沼水産試験場]
- ヘ 磯焼けにより藻場の消失が見られているため，磯焼けに関する講習会を開催し，対策実施に向けた意識の向上を図るとともに，志津川町及び志津川町漁業協同組合が実施したういの駆除，食害防止柵による海藻群落再生支援事業を市町村総合補助金により支援・指導しました。[気仙沼地方振興事務所]

(3) 漁業被害の未然防止

- イ 沿岸漁場環境を把握するため，貧酸素水，赤潮に関する海洋環境のモニタリングなど定期的な漁場環境の監視に努めました。[研究開発推進課，水産研究開発センター及び気仙沼水産試験場]
- ロ 沿岸漁業や養殖業が盛んに行われている湾（気仙沼湾，志津川湾及び松島湾）及び内水面（鳴瀬川）において水質調査及び底棲生物等の調査を定期的実施し，漁場環境の監視及び情報収集を行いました。[漁港漁場整備課，水産研究開発センター及び気仙沼水産試験場]

ハ 県中南部のあさり漁場及び潮干狩り場では外来生物であるサキグロタマツメタによる食害により、生産性の著しい低下が見られることから、省力的かつ効果的な駆除方法とサキグロタマツメタが侵入できない底質について検討しました。[研究開発推進課及び水産研究開発センター]

ニ 漁業協同組合が策定した漁場利用計画に基づく漁場環境調査の指導を通じて、漁場環境保全の活動促進に努めました。[漁港漁場整備課，仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所，水産研究開発センター及び気仙沼水産試験場]

(4) 河川・湖沼等内水面の生態系保全

イ 外来魚による絶滅危く種への直接的影響が懸念されている伊豆沼，長沼等において，外来魚の生息実態及び漁場調査を実施しました。[漁業振興課，内水面水産試験場]

ロ 外来魚による食害により漁業被害が生じている地域において，漁場生態系の復元を図るため，7地区で漁業協同組合及び町が実施した駆除に対する取組を支援しました。
[漁業振興課，仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所及び内水面水産試験場]

ハ コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため，発生した水系からのこいの持ち出し禁止や安全が確認されないこいの放流禁止などを内容とする内水面漁場管理委員会指示の発動を要請しました。[漁業振興課]

ニ 全国に拡大しているコイヘルペスウイルス病が県内で確認されたことから，市町村や内水面漁業協同組合と連携し，巡回指導を実施するなど，被害拡大防止と早期対応など防疫対策に取り組みました。[漁業振興課，仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所及び内水面水産試験場]

ホ 近年新設された魚道の環境条件や魚類の利用実態を明らかにし，魚のそ上を妨げない魚道の整備を支援しました。[漁業振興課]

(5) 県民の理解と協力による水域環境の保全

イ 仙台湾の漁場環境の現状，その保全に対する関心と理解を深めてもらうために「海の健康診断シンポジウム」を開催しました。[漁港漁場整備課]

【主な事業】

課 名	事業費(千円) [うち県決算額]	事 業 名
漁業振興課	5,578 [4,581]	内水面外来魚緊急総合対策事業 魚影の郷整備推進事業 内水面漁場管理委員会費
漁港漁場整備課	3,070 [3,070]	漁場環境保全推進事業 漁業系廃棄物処理・リサイクル事業
研究開発推進課	6,960 [6,960]	緊急磯焼け対策モデル事業 アワビ・ウニを育む藻場づくりに関する研究 沿岸浅海漁場環境特性究明調査 養殖漁場における生産量の実態解明に関する研究 生物多様性に配慮したアマモ場造成技術開発調査委託事業 ヒトデの有効利用に関する研究 高級二枚貝生産技術安定化試験(再掲)

4 秩序ある海面の利用

秩序ある海面の利用による漁業生産力の向上と本県漁業の調和ある発展を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)、県漁業調整規則(昭和41年宮城県規則第73号)等に基づく許可事務等の漁業制度の円滑な運用に努めました。

また、本県沿岸・沖合海面の操業上のトラブルを防止するため、沿岸漁業間や沿岸漁業と沖合漁業種間での操業ルールの確立と、漁業秩序の維持安定に努めました。

さらに、2隻の漁業取締船により本県沿岸・沖合域の指導・取締を行い、違法操業や操業トラブルの防止、あわびなど磯根資源の密漁防止に努めました。

さらに、漁船と遊漁船の海面の適正利用を進めるとともに、漁港施設の秩序ある利用を図るため、プレジャーボートの係留施設及び施設の管理等を関係漁協と連携して取り組みました。

【平成17年度の主な実績・成果】

(1) 漁業種間トラブルの未然防止等のための操業ルールの定着化

イ 漁業法及び県漁業調整規則に基づき、海面における火光利用敷網、船びき網、すくい網及びいか釣り漁業等の許可、内水面におけるあゆ特別採捕等の許可を行いました。[漁業振興課及び仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所]

ロ 操業秩序の維持安定を図るため、仙台湾においては小型底びき網漁業と固定式刺網漁業（せん漁業含む。）の漁場の使い分けを基本とした操業ルールの確立とそれを遵守した操業について指導しました。さらに、福島県から入会している刺網漁業のトラブル防止に努めました。また、北部海域においては、宮城県北部小型漁船漁業振興協議会を中心とした漁業者間における競合漁業との協調に向けた協議を通じ、操業秩序の維持に努めました。[漁業振興課及び塩釜・石巻・気仙沼地方振興事務所]

ハ 宮城県北部海域における沿岸漁船漁業と沖合底びき網漁業との操業上のトラブル防止を図るため、宮城県北部小型漁船漁業振興協議会と沖合底びき網漁業者との協調操業体制の確立に向けた話し合いの場の設定等に取り組みました。[漁業振興課及び気仙沼地方振興事務所]

ニ 県境付近の円滑な操業に支障を来す要因となっている岩手、宮城両県の操業区域の境界問題の解決を図るため、共同で利用する海域（幅）での入会を目指した両県漁業者間協議の実現に向け、入会対象漁業種類など具体的な検討を行いました。[漁業振興課及び気仙沼地方振興事務所]

ホ 秋さけ刺網漁業が継続して安定した操業が行えるよう当該漁業の制度的な確立を目指し海区漁業調整委員会届出漁業から承認漁業に移行するとともに、操業ルール遵守について指導しました。あわせて、沖合漁業との操業トラブル防止を図るため、関係漁業団体に操業内容を説明するなど、トラブル防止に努めました。[漁業振興課及び仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所]

ヘ 本県沖合海面におけるかじき等流し網漁業（宮城海区漁業調整委員会の承認漁業）の操業秩序の確保を図るため、操業実態を調査するとともに、未承認船への指導を実施しました。[漁業振興課及び気仙沼地方振興事務所]

ト 県中部海域におけるたら刺網及びたら延縄漁業の操業トラブルの防止を図るため、操業に係る自主ルール作り並びに、操業に関し、沖合漁業との操業トラブル防止を図るため、関係漁業団体に操業内容を説明する等、トラブル防止に努めました。[漁業振興課及び石巻・気仙沼地方振興事務所]

チ 北中部海域におけるかご漁業の操業トラブルの防止を図るため、操業に係る自主ルール作りに向けた指導を行いました。[漁業振興課及び気仙沼地方振興事務所]

(2) 漁業取締体制の強化

- イ 「うみわし」、「うみたか」2隻で延べ323日の漁業取締を行い、適正操業と操業トラブルの防止に努めました。また、各漁業協同組合等で運航している自主監視船の運航経費及び密漁監視設備の維持管理経費の一部助成を行い、密漁監視活動を促進するとともに、漁業者の意識高揚のため密漁防止研修会等を開催しました。[漁業振興課及び塩釜・石巻・気仙沼地方振興事務所]
- ロ あわびを中心とする磯根資源の密漁に対処するため、平成15年度に構築した夜間取締パトロールを県、県警、海上保安部、県漁連など関係機関の連携により実施し、検挙につながるなどの成果を挙げました。[漁業振興課及び仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所]
- ハ あわび・うにの密漁監視体制を強化するために女川町漁業協同組合の赤外線カメラ海上監視システム整備に支援しました。[漁港漁場整備課及び石巻地方振興事務所]

(3) 漁業と遊漁の共存

- イ 遊漁船利用者の安全確保及び漁場の安定的利用を図るため「遊漁船業の適正化に関する法律」(昭和63年法律第99号)に基づき、遊漁船業務主任者講習会を開催するとともに、遊漁船の登録事務を行いました。また、パンフレットの配布などにより、遊漁船利用者に対して、採捕制限等の海面利用上のルール等に関する周知を図りました。[漁業振興課]
- ロ 海面における漁業と海洋性レクリエーションの調和のとれた海面利用を図るため、「宮城県海面利用検討会議」を開催し、遊漁船業者の組織化と漁業者及び遊漁者によるルールづくりを検討しました。[漁業振興課及び仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所]

(4) 漁業者とプレジャーボート利用者との共存

- イ 気仙沼漁港内係留施設の利用調整を行っている気仙沼漁港利用協議会の運営に対して支援を行いました。[漁港漁場整備課及び気仙沼地方振興事務所]
- ロ プレジャーボートの係留施設の利用申込みの取りまとめ及び施設の管理等を地元の漁協等に委託し、漁港の適正な利用を図りました。[漁港漁場整備課及び仙台・石巻・気仙沼地方振興事務所]

【主な事業】

課 名	事業費(千円) [うち県決算額]	事 業 名
漁業振興課	47,914 [47,914]	沿岸漁場等管理推進事業 沿岸・沖合漁業取締事業 漁業秩序維持対策事業 遊漁船業適正化指導対策事業 海洋性レクリエーション活動円滑化対策事業
漁港漁場整備課	610,086 [468,481]	漁港漁村活性化対策事業 漁港施設等管理費(プレジャーボート関連事業分) 漁業経営構造改善事業

主な取組

田代沖人工礁の一部を採捕制限区域に設定

(関連事業：水産基盤整備事業(仙台湾広域漁場整備事業))

1 経緯

漁獲量増大を目的として魚礁設置事業を実施しています。この魚礁は、漁業者のみならず遊漁者の方々にも広く利用されてきました。しかし、魚礁を単に漁獲手段として利用するだけでなく、資源対策としても利用することが必要なため、今回、以下の目的で採捕制限区域を設定しました。

2 採捕制限区域の概要(図1参照)

(1) 採捕制限区域の場所

田代沖人工礁10群体のうち2群体の効果範囲

(2) 採捕制限区域の範囲

群体縁辺から概ね500mに相当する図1に示す海域(ただし、東及び北方向は共同漁業権ラインの内側までとする)。

なお、区域の目印となるボンデン等を設置しています。

(3) 設定期間

平成18年4月から3年間(予定)

(4) 内容

イ 採捕制限区域内での全ての水産動植物の採捕を禁止します。

(漁業や遊漁など、全ての水産生物の採捕が禁止となります)

ロ ただし、ハモ筒漁業及びシャコさし網漁業に限り、既に全県的な保護対策がとられていることや他の種類を漁獲しないことから次の期間は解除とします。

ハモ筒漁業	6月～11月	シャコさし網漁業	4月～7月
-------	--------	----------	-------

(5) 実施方法

宮城海区漁業調整委員会指示は平成18年4月1日付けで発動されています。

3 今後の取組(調査予定)

<調査方法>

平成17年度に造成した魚礁群のうち、2群体とその魚礁の効果が発揮されると想定される範囲を人工礁効果調査対象区として設定し、他の魚種も含め、時系列的な資源状態を把握することとします。

(1) 効果調査

県の調査船に搭載している科学計量魚探により、魚礁の資源状態について調査を実施します。

(2) 資源保護の検討

調査結果から魚礁の資源保護効果について検討を行います。

4 その他

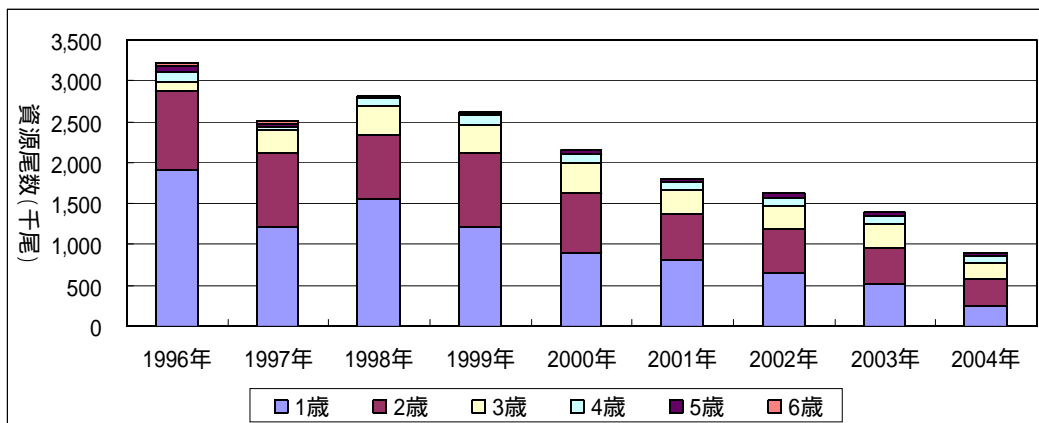
現在、仙台湾ではマコガレイの産卵場で、資源保護を目的とした保護区域が設定されています。同じ仙台湾地区に造成している田代沖人工礁の対象魚種として、マコガレイが設定されていますので、採捕制限区域の設定は、仙台湾で実施している資源保護との相乗効果の発揮も期待されます。

仙台湾におけるマコガレイの保護区域設定

(関連事業：資源管理型漁業総合推進事業)

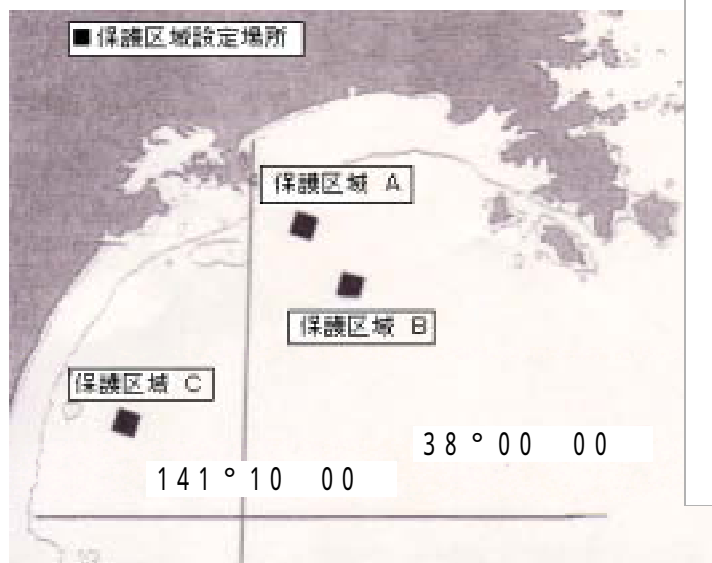
仙台湾は、多くの水産動植物の産卵・育成の場として本県の沿岸漁業を支える重要な漁場となっています。しかし、近年はカレイ類などの漁獲量が総じて減少の傾向にあり、特に仙台湾で漁獲されるカレイ類の中で水揚量、金額が最も多いマコガレイの資源量は1996年には320万尾でありましたが、2004年には90万尾と3分の1以下に減少していることがわかりました。

このことから、マコガレイ資源を増やすため、漁業者団体に組織する宮城県資源管理型漁業実践協議会が中心となって検討を行い、マコガレイ産卵親魚と幼稚仔の保護を図ることを目的として、一定期間これらの採捕を禁止する保護区域を設定しました。



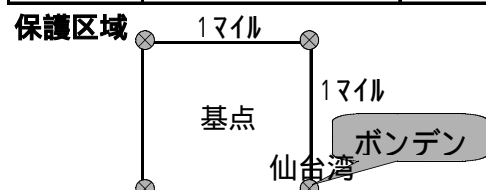
【保護区域設定の概要】

保護区域の場所	仙台湾におけるマコガレイの産卵場
保護区の大きさ	1マイル四方の3箇所(禁止期間中はボンデンを設置)
保護区を設定する期間	平成17年12月10日から平成18年4月30日まで
規制内容	保護区域内での全ての水産動植物の採捕を禁止
実施方法	宮城海区漁業調整委員会指示による



保護区域の基点(1マイル四方の中心点)

	基点(世界測地系)	水深
保護区A	38° 16' 62"	約30m
	141° 13' 04"	
保護区B	38° 13' 32"	約40m
	141° 15' 79"	
保護区C	38° 05' 94"	約28m
	141° 02' 69"	



仙台湾の漁場環境について～「海健康診断シンポジウムinみやぎ」～

(関連事業：漁場環境保全対策事業)

海は、豊かな水産資源を育む漁業生産の場として、長く水産業を支えてきましたが、近年、仙台湾において、底層付近に魚が住めない貧酸素水が発生したり、広範にわたり赤潮が確認されるなど、仙台湾の漁場環境にこれまでと違った現象が起きています。

一方、海は、水に親しむ県民の憩いの場としても重要であり、豊かな恵みをもたらす海の環境を維持・保全するためには、海からの恩恵を受けている住民一人一人が、広くこの問題に関心を持ち、取組に協力する運動へ展開していくことが重要です。

このため、海環境状況を総合的に把握、評価する「海健康診断」を広く一般の方々に紹介するとともに、仙台湾の漁場環境の現状とその保全に対する関心と理解を深めてもらうために「海健康診断シンポジウム」を開催しました。

- 1 開催日時 平成17年11月9日(水)午後1時30分から午後5時まで
- 2 開催場所 宮城県行政庁舎2階講堂
- 3 主催 海洋政策研究財団、宮城県
- 4 参加者 217人(一般県民、NPO、大学、水産団体、報道機関、国、他道県、県内市町、宮城県等)
- 5 内容
 - (1) 基調講演 「海の利用とその保全」
講師 東京大学名誉教授 平野 敏行 氏
 - (2) 講演 「海健康診断88海域の一次検査・診断結果について」
講師 東海大学海洋学部 教授 中田 喜三郎 氏
 - (3) パネルディスカッション
テーマ 「仙台湾の恵みとその保全」
<コーディネーター>
東北大学大学院農学研究科 教授 南 卓志 氏
<パネラー>
東海大学海洋学部 教授 中田 喜三郎 氏
東北大学大学院工学研究科 教授 西村 修 氏
東北学院大学教養学部 教授 松本 秀明 氏
NPO法人水環境ネット東北 専務理事 高橋 万里子 氏
宮城県漁業協同組合連合会 専務理事 船渡 隆平 氏
宮城県水産研究開発センター 所長 五十嵐 輝夫 氏



海健康診断とは？

海環境を人間の体に例えて診断を行い、その結果をカルテとしてとりまとめるもの。
従来のような水質のみによる評価ではなく、物質循環の円滑さや生態系の安定性などにも着目した評価手法。

主な取組

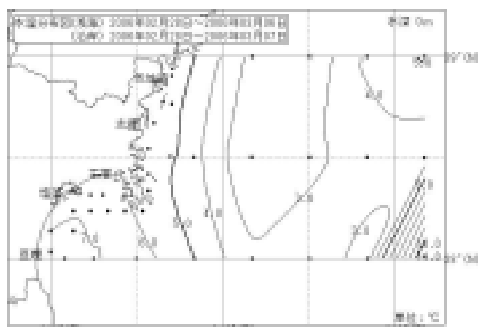
漁海況の予測と情報提供

(関連事業：資源管理に必要な情報の提供事業)

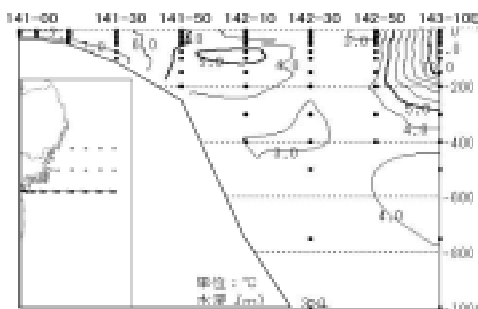
現在の漁業管理制度下においては、漁獲可能量を守りながら、水産資源の合理的な利用と管理による漁業経営の安定化が求められています。このためには、的確な漁海況情報を基にして、計画的な操業を行う必要があります。このようなことから沿岸域の漁況及び海洋環境の把握と予測、予測精度の向上等は、従来にも増して大きな課題となってきました。

水産研究開発センターでは、漁業に必要な様々な情報を調査船で収集して漁業関係者に広報するとともに、他の研究機関と共同で資源評価、漁況予測を行っています。また他の研究機関と共に過去の水温情報を用いて、1ヶ月半程度先の宮城県沿岸海域の水温を予測する手法を開発しました。資源管理型漁業の実現に向け漁況予測等と併せて関係者への情報サービスに努めています。

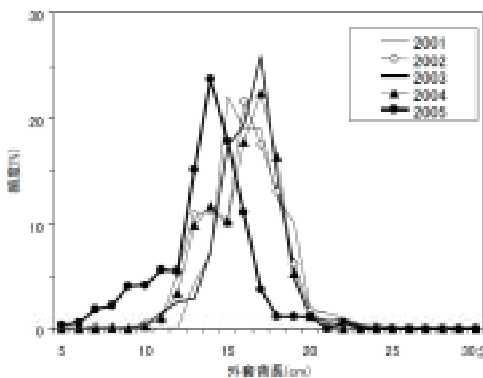
提供中の漁海況情報



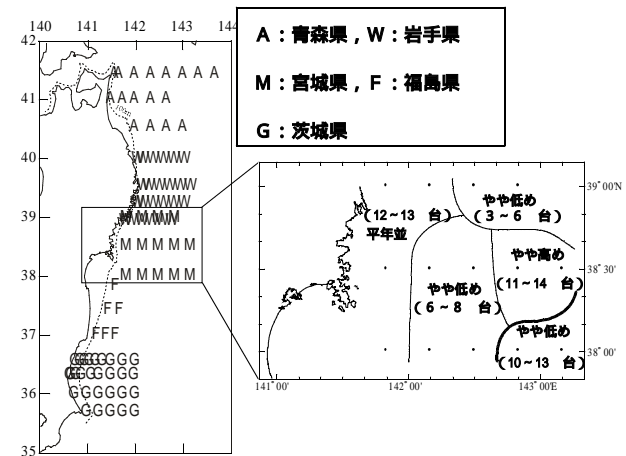
水温水平分布図



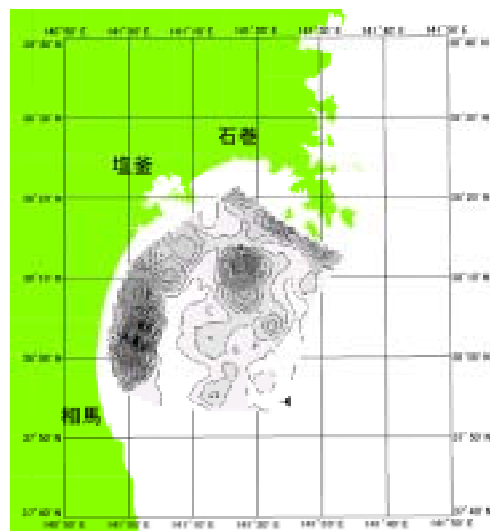
水温鉛直分布図



スルメイカ体調組成の経年変化
2005年は、小型個体が多く水揚げ量が少なかった。



宮城県の沿岸域の海況予測
1ヵ月半程度先の水温を海域別に予測



コウナゴ分布図 (2006年4月)
幼ナゴは、稚魚がコナゴ、成長するとメロードと呼ばれる

- 主な取組 -

秋さけ（しろさけ）資源の安定確保に向けた取り組み

（関連事業：サケ・マス・リバイバル事業）

毎年、秋から冬にかけて本県沿岸の定置網や刺網等で漁獲されている秋さけ（しろさけ）は、長年ふ化放流事業を継続してきたことにより、人工的に造成され維持されている水産資源です。放流したサケの稚魚はオホーツク海，ベーリング海など北太平洋を回遊しながら成長し，4年から6年後に生まれた河川に戻ってきます。

将来的にも安定した漁獲量を確保していくためには，健全な稚魚の放流が不可欠であることから，資源の適正な管理に必要な基礎的データの収集を行うとともに，ふ化放流技術の向上のため，計画的な種卵確保から適期・適サイズ放流に至る一連の作業に関する調査指導を行っています。

さらに，より質の良い稚魚を安定的に放流するために，生産された稚魚の一部を県が買上げて自ら放流を行っています。

1 調査・指導事業

(1) 資源動態等モニタリング調査(基礎データの調査)

来遊量及び遡上調査，年齢組成調査，沿岸環境調査，放流さけ稚魚の沿岸移動分布調査等

(2) 増殖実態調査（ふ化放流技術調査指導）

放流状況調査，飼育環境調査，海水適応試験等

2 健苗放流事業（県事業）

秋さけ資源を維持するため，平成17年度は県内のふ化場から稚魚22,224千尾を購入し，放流を行いました（ふ化放流事業実施団体数 17団体，ふ化場数 19ふ化場，放流河川数 20河川，買上単価 1.575円/尾）。

さけ稚魚買上状況

単位：千尾

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
買 上 尾 数	36,075	34,252	32,698	29,570	22,224
放流実績（自主放流含む）	59,004	64,358	59,243	62,216	61,033
買 上 率（％）	61	53	55	48	36



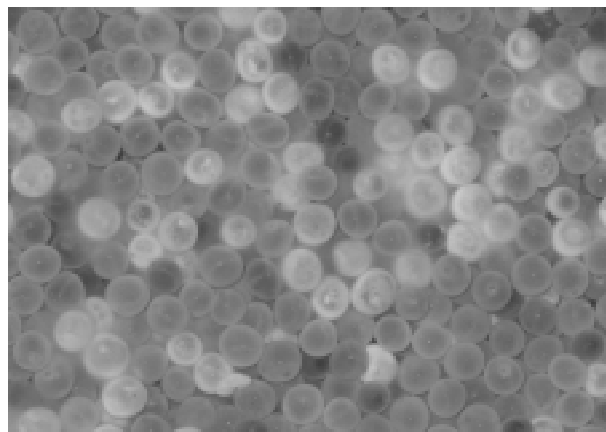
サケマス卵のミズカビ病対策

(関連事業：養殖衛生管理技術開発研究事業)

卵のミズカビ病防除対策は、サケマス類の種苗生産において最も重要な課題です。本病に対してはマラカイトグリーン(MG)が特効薬的に効くために、長年使われてきました。しかし、MGに発癌性が疑われていることから、平成15年7月30日の薬事法等の改正に伴い、平成17年8月1日以降食用に供する水産動物の養殖及び種苗生産において、MGの使用が禁止されました。

内水面水産試験場では安全・安心な養殖魚を生産するために、薬剤を使用しないサケマス卵のミズカビ病対策について検討しました。その結果、親魚の選別を徹底し、良質卵のみを採卵すること、及び吸水後の卵洗浄を十分にを行い、余分な精液や潰卵・死卵を除去して収容することが有効であることがわかりました。また、ふ化盆を使用するふ化場ではふ化盆への収容密度を90%以下にすることと毎週1回ずつ死卵を除去することも有効でした。これら一連の事項を徹底することにより、医薬品を使用しない卵のミズカビ病対策が可能でした。一方、注水量は卵50万粒当たり毎分50Lあれば十分で、ふ化槽の多段式配置による用水の反復利用が発眼率に与える影響も少ないことがわかりました。さらに、収容1週間後から週2回ずつゆっくりと卵をかくはんしても発眼率に与える影響は少なく、やむを得ず卵質の悪い卵を収容しミズカビ病がまんえんした場合は、卵をかくはんすることも有効であると考えられます。

また、ヨーロッパ等でサケマス卵のミズカビ病防除剤として開発されたプロノポールを国内で使用できるようにするために、北海道、長野県等とともに実用化試験に取り組み、平成17年から使用できるようになりました。



ミズカビに感染したシロサケの卵

コイヘルペスウイルス（KHV）病の対策

（関連事業：コイヘルペスウイルス病緊急対策事業）

コイヘルペスウイルス（KHV）病は、マゴイとニシキゴイに発生する病気で、免疫のないコイが発病すると80%以上がへい死すると言われており、現在まで有効な治療法がありません。

本県では、平成16年6月に角田市のため池で初めて確認されたのを皮切りに、阿武隈川水系、北上川水系の河川等でKHV病の発生が確認され、平成17年度においても七北田川水系及び名取川水系の河川等でKHV病が発生しました。

このため、発生した水域に関係する行政機関と連絡調整を密にして、へい死状況の確認や回収を行ったほか、県内水面漁場管理委員会から、コイの持ち出し禁止等の委員会指示を発動し、KHV病のまんえん防止を講じました。



へい死したマゴイ



へい死魚の回収

<平成17年度KHV発生状況>

発生場所	水系名	発生確認日	被害尾数
七北田川・梅田川	七北田川水系	H17. 6.17	579
広瀬川	名取川水系	H17. 6.23	3
赤沼・大沼	七北田川及び名取川水系	H17. 6.29	90

KHV病まん延防止のために発動した県内水面漁場管理委員会指示の概要

【指示の内容】

- 1 持ち出し禁止
県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面において、KHV病にかかったときは、当該水域からこいを持ち出してはならない。
- 2 移植の制限
県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面において、こいがKHV病にかかっている疑いがあると認められるときは、当該水域からこいを移植してはならない。
- 3 放流等の制限
県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面において、こいを増殖用の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするこいが次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。
 - (1) 汚染水域由来でないこと。
 - (2) 汚染水域のこいと水を介しての接点がないこと。
 - (3) PCR検査で陰性が確認されたこい群であること。

【指示をする期間】 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

【指示をする区域】 県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす県内の水面

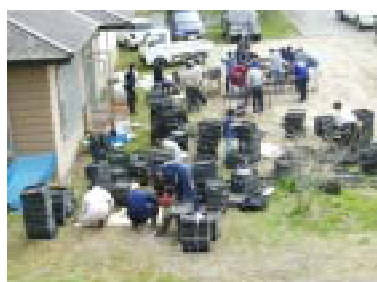
- 主な取組 -

人工産卵床を用いたオオクチバス（通称：ブラックバス）の駆除

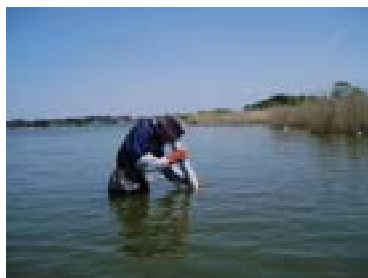
（関連事業：内水面外来魚緊急総合対策事業）

内水面水産試験場では内水面の河川・湖沼における生態系の復元を目指し、最も効率的な駆除方法の開発を検討し、伊豆沼など比較的濁っている湖沼では人工産卵床を用いた駆除方法が有効であることを見つけました。この方法を本格的に実施するに当たっては多くの人々の協力が必要であり、このため平成16年から伊豆沼・内沼環境保全財団の協力を得て、NPOを含む一般人や地元小学生などで構成するバスバスターズを組織し、4月から伊豆沼と内沼に人工産卵床400基を作成・設置しました。その結果、産着卵122万粒と誘導した親魚56尾を、5月下旬からは三角網と小型定置網を用いて稚魚516万尾を駆除しました。その他、伊豆沼漁業協同組合では小型定置網などを用いて11月及び12月の1ヶ月間に中・大型魚約1,438kgを駆除しました。このような多くの人々の努力により、伊豆沼ではモツゴ、フナ類などが増加し、また、タナゴの稚魚が確認されるなど駆除の効果が徐々に見え始めています。

バス駆除には長い年月が必要であり、また、人工産卵床を用いた駆除については数多くの人々の協力が必要であることから、バスバスターズの協力体制の確立と漁協など地元での活動定着が重要であると考えられます。



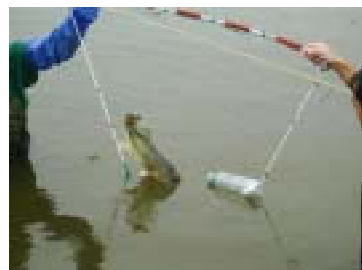
バスバスターズの活動



人工産卵床観察



人工産卵床に産着した卵の洗浄



捕獲された親魚



三角網による稚魚捕獲



定置網による稚魚捕獲

- 主な取組 -

漁業取締体制の強化～漁業秩序の維持・確立に向けて～

(関連事業：沿岸漁場等管理推進事業，漁業秩序維持対策事業)

本県の沿岸・沖合域は，大臣許可漁業（指定漁業），知事許可漁業，自由漁業等，多種多様な漁業が行われており，漁場や魚（水産資源）を巡り，沿岸漁業種間や沿岸漁業と沖合漁業との間で操業上のトラブルが発生しています。

水産資源を維持・管理し，漁業経営を安定させるためには，漁場の合理的かつ円滑な利用並びに漁業種間による協調操業を行うことが不可欠であることから，漁業許可等，漁業制度の円滑な運用に努めるとともに，操業秩序の維持と漁業管理の構築に向け，関係漁業者間との意見交換等，積極的な漁業調整に努めました。また，2隻の漁業取締船「うみわし」，「うみたか」の弾力的な運航並びに関係機関との連携強化を図り，沿岸沖合水域における違法操業やあわび等の密漁に対する取締りや適正な操業指導等を実施し，本県沿岸沖合域における漁業秩序の維持・安定に努めました。

1 本県沿岸・沖合域で行われている漁業

(1) 主な大臣許可漁業

沖合底びき網漁業，大中型まき網漁業，北太平洋さんま漁業，中型いか釣り漁業，
近海かつおまぐろ漁業

(2) 主な知事許可漁業

小型機船底びき網漁業，おきあみ1そうびき機船船びき網漁業，すくい網漁業，
火光利用敷網漁業，固定式さし網漁業，いか釣り漁業，
さより2そうびき機船船びき網漁業，いるか突棒漁業

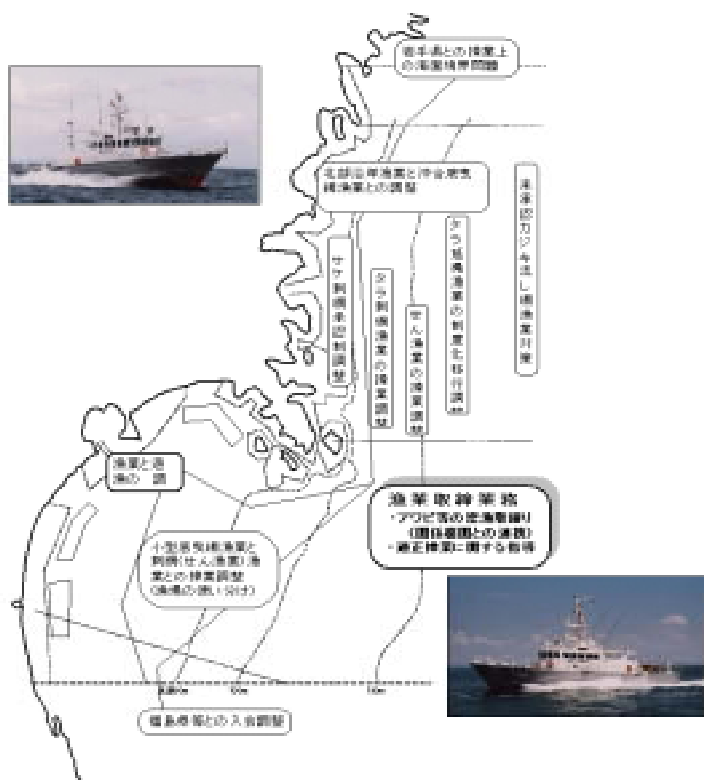
(3) 承認・届出漁業（海区委員会指示）

かじき等流し網漁業，流し網漁業，はも胴漁業，はえなわ漁業，
秋さけ固定式さし網漁業

(4) 主な自由漁業

さし網漁業，せん漁業（金華山以北），かじき突棒漁業

2 平成17年度に取組んだ主な事項



仙台湾における操業ルール構築への取り組み

(関連事業：沿岸漁場等管理推進事業)

本県の仙台湾では、従来から複数の漁業がふくそうして営まれていましたが、昭和50年頃には着業者の増加や漁労設備の近代化に伴い漁場が狭あい化し、小型底びき網漁業と刺網、せん（はも胴、かご）漁業などの漁業種間の漁場競合と資源を巡るトラブルが生じていました。一方、仙台湾が好漁場であることや、臨海の工業開発等により福島県の沿岸漁場が相対に狭くなったことなどから、福島県船の無秩序な越境操業が後を絶たず、漁具被害が発生するなど、本県漁業者とのトラブルが多発していました。

このため県では、漁業者同士の話し合いのための組織等体制づくり、漁場の使い分け等操業ルールの確立・遵守、当該漁業の承認・許可等制度化などに取り組み、操業秩序の維持・安定に努めてきました。

【経過】

S50～ 刺網（固定式刺網漁業）と小底（小型底びき網漁業）との漁場競合

福島県船の越境操業

県内秩序構築期

S53 海区漁業調整委員会に小底・刺網調整委員会設置、以後両漁業の調整が行われる。

「仙台湾における小底と刺網との操業協調に関する協定書」が締結、あわせて「仙台湾漁業秩序確立委員会」が設立され、協定書に基づき委員会において操業調整することとなる。

6～8月の間、仙台湾を二分して刺網と小底が使い分けする。

S54には、昼夜別、区域調整等の覚え書き、ボンデン設置を定める

以後毎年、協定を更改、せん漁業の操業ルールを加えるなど見直しを行ってきた。

県外船対策期 制度化移行期

S54 海区漁業調整委員会指示により、仙台湾の「固定式刺網」を承認漁業とする（同時に「はも胴」、「流し網」、「はえなわ」を届出漁業とする）

福島県業界から、承認漁業の条件緩和、仙台湾への入会いの要望が出される。

以後も再三にわたり入会い促進を要請され、両県間及び海区委員会間において協議してきた。一方で、福島県船の越境操業は後を絶たず、トラブルが多発してきた。

H9 仙台湾漁業秩序確立委員会に「許可制導入等問題懇談会」が設置され、福島県船の越境操業問題や刺網の許可制移行について協議することとなる。

両県漁業者同士の話し合いにより、仙台湾の一部海域における刺網入会い操業が暫定合意される。（許可制移行の前提条件）

秩序確立期

H11 県漁業調整規則改正により仙台湾の「固定式刺網」を許可制とする。両県漁業者同士の正式協定が締結され、規則に基づき福島県からの入会い船50隻を許可した。

以後毎年、協定内容の遵守を漁業者同士で確認の上、協定を更改している。

秩序維持期

H15 仙台湾漁業秩序確立委員会を発展的に解消し、新たに「仙台湾小型漁船漁業振興協議会」が設立される。（資源の減少、経営の安定化等情勢の変化や新たな課題に対応）

以後、漁業種類毎の部会を中心に協調操業の維持、資源管理型漁業の推進等話し合われている。

協議会の刺網、小底の両部会間の協議により、新たな漁場使い分けを合意

仙台湾（小底禁止ラインの沖側）を6ブロックに区分けし、

刺網・小底で使い分け、これを2ヶ月毎に交換

* 今後とも、刺網、小底の漁場の使い分け等操業ルールの遵守による操業秩序の維持を指導するとともに、せん漁業等他の漁業種類についても、ルールの確立や制度化に向けて取り組んでいくこととしています。